

(f) 国際調査機関は、明細書が 5.(b)の規定を満たしていないと認められた場合には、出願人に対し必要な補充書を提出することを求める。26. 4 の規定は、出願人が提出した補充書について準用する。国際調査機関は、受理官庁及び国際事務局に補充書を送付する。

四 13.3.2 を次のように改める。

13.3.2 国際予備審査機関における手続

13.3.1 の規定は、国際予備審査機関における手続について準用する。

五 13.3.3 の次に次のように加える。

13.3.3 指定官庁のための配列リスト

指定官庁は、出願人に対し実施細則に定める基準を満たす配列リスト以外の配列リストを提出することを要求してはならない。

六 16.2.1 (a) を次のように改める。

(a) 受理官庁は、14. 1 (c)、15. 4 (f)の規定に基づき支払時期までに手数料が当該受理官庁に支払われていないと認められた場合又は当該受理官庁に支払われた額が送付手数料、国際出願手数料及び調査手数料に不足すると認められた場合には、(d)の規定が適用される場合を除くほか、これらの手数料を賄うために必要な額及び、該当するときは、16.2.2 の規定に基づき後払手数料を求めの日から一箇月以内に支払うよう出願人に求める。

七 16.2.1 (c)中「(d)の規定が適用される場合」を「(e)の規定が適用される場合」に改める。

八 23. 1 (c) を次のように改める。

(c) 第十三規則の三の規定の適用上提出された電子形式による配列リストであって、国際調査機関に代えて受理官庁に提出されたものは、当該受理官庁が国際調査機関に速やかに送付する。

九 40. 1 を次のように改める。

40. 1 追加手数料の支払の求め、期間

第十七条(3)(a)に規定する追加手数料の支払の求めは、次のとおりとする。

(i) 国際出願が発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由を明記する。

(ii) 出願人に対し、追加手数料をその求めの日から一箇月以内に支払うよう求め、及び支払うべき手数料の額を表示する。

(iii) 該当する場合には、出願人に対し、(e)に規定する異議申立手数料をその求めの日から一箇月以内に支払うよう求め、及び支払うべき手数料の額を表示する。

十 40. 2 を次のように改める。

40. 2 追加手数料

(a) 第十七条(3)(a)の規定に従って調査のために支払うべき追加手数料の額は、管轄国際調査機関が定める。

(b) 第十七条(3)(a)の規定に従って調査のために支払うべき追加手数料は、国際調査機関に直接に支払う。

(c) 出願人は、異議を申し立て、すなわち、国際出願が発明の単一性の要件を満たしている旨又は要求された追加手数料の額が過大である旨の理由を示した陳述書を添付して、追加手数料を支払うことができる。異議は、国際調査機関の枠組みにおいて設置される検査機関が審理するものとし、この機関は、異議を正当と認める限度において追加手数料の全部又は一部を出願人に払い戻すことを命ずる。異議及び当該異議についての決定の書面は、出願人の請求により、国際調査報告とともに指定官庁に通知する。出願人は、第二十二條の規定に従って要求される国際出願の翻訳文の提出とともにそれらの書面の翻訳文を提出する。

(d) (c)に規定する検査機関の構成員には、異議の対象となった決定をした者を含めることができるが、これに限定してはならない。

(e) 国際調査機関は、(c)に規定する異議の審理には、異議申立手数料の国際調査機関への支払を条件とすることができる。出願人が 40. 1 (iii)に規定する期間内に要求される異議申立手数料を支払わなかった場合には、その異議申立ては、行われなかったものとみなし、国際調査機関は、その旨を宣言する。

(c)に規定する検査機関がその異議を完全に正当と認めた場合には、異議申立手数料は、出願人に払い戻す。

十一 40. 3 を削除する。

十二 2. 1 (a)中「国際調査報告」の下に「又は第七条(2)(a)の宣言」を加える。

十三 44. 1 を次のように改める。

44. 1 報告又は宣言及び書面による見解の写し

国際調査機関は、国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言、及び 2. 1 (a)の規定に基づき作成された書面による見解を国際事務局及び出願人に各一通同一の日に送付する。

十四 53. 9 (b) を次のように改める。

(b) 第十九條の規定に基づく補正が行われておらず、かつ、そのような補正書を提出する期間が満了していない場合には、この記述に、国際予備審査機関が 69. 1 (b)の規定に従い国際調査と同時に国際予備審査を開始することを希望する場合には、69. 1 (d)の規定に従い国際予備審査の開始を延期することを希望する旨を表示することができる。

十五 68. 2 減縮又は支払を求める場合

国際予備審査機関は、発明の単一性の要件が満たされていないと認められた場合において、

出願人の選択により請求の範囲を減縮し又は追加手数料を支払うことを出願人に求めるときは、その求めは、次のとおりとする。

(i) 国際予備審査機関の見解によれば該当する要件が満たされることとなる減縮の少なくとも一の可能性を明示する。

(ii) 国際出願が発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由を明記する。

(iii) その求めの日から一箇月以内に應じるよう出願人に求める。

(iv) 出願人が選択する場合には、支払うべき必要な追加手数料の額を表示する。

(v) 該当する場合には、出願人に対し、68. 3 (e)に規定する異議申立手数料をその求めの日から一箇月以内に支払うよう出願人に求め、及び、支払うべき手数料の額を表示する。

十六 68. 3 を次のように改める。

68. 3 追加手数料

(a) 第三十四條(3)(a)の規定に従って国際予備審査のために支払うべき追加手数料の額は、管轄国際予備審査機関が定める。

(b) 第三十四條(3)(a)の規定に従って国際予備審査のために支払うべき追加手数料は、国際予備審査機関に直接に支払う。

(c) 出願人は、異議を申し立て、すなわち、国際出願が発明の単一性の要件を満たしている旨又は要求された追加手数料の額が過大である旨の理由を示した陳述書を添付して、追加手数料を支払うことができる。異議は、国際予備審査機関の枠組みにおいて設置される検査機関が審理するものとし、この機関は、異議を正当と認める限度において追加手数料の全部又は一部を出願人に払い戻すことを命ずる。異議及び当該異議についての決定の書面は、出願人の請求により、国際予備審査報告の附属書類として選択官庁に通知する。

(d) (c)に規定する検査機関の構成員には、異議の対象となった決定をした者を含めることができるが、これに限定してはならない。